

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年7月17日(2014.7.17)

【公表番号】特表2014-513624(P2014-513624A)

【公表日】平成26年6月5日(2014.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2014-029

【出願番号】特願2014-510670(P2014-510670)

【国際特許分類】

A 4 7 L 15/46 (2006.01)

A 4 7 L 15/42 (2006.01)

【F I】

A 4 7 L 15/46 Z

A 4 7 L 15/42 S

【手続補正書】

【提出日】平成26年5月13日(2014.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0057

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0057】

上記の詳細な態様中で要素および特徴の特別な組み合わせは、例示であるだけである。これらを本特許/参照により取り込んだ出願中の他の教示と交換および置換することはまた明らかに考慮される。当業者が認識するであろうように、本明細書中に記載されたものの変形、改質、および他の実施は、請求項に記載された本発明の精神および範囲から離れることなく当業者に生じることができる。したがって、先の記載は例のみとしてであり、そして限定することを意図しない。請求項において、語句「含む」は他の要素またはステップを除外せず、そして確認された冠詞「a」または「an」は複数を除外しない。ある手段が相互に異なる従属請求項中に記載されている事実は、これらの手段の組み合わせが利点のために使用できないことを示さない。本発明の範囲は、以下の請求項およびその均等の範囲に規定されている。さらに、記載および請求項中で使用されている参照記号は、請求項に記載の本発明の範囲を制限しない。

(態様)

(態様1)

a) 第1の塩基性クリーニングステップを適用する工程であって、クリーニング溶液が 30 かつ 55 の温度で 10.5 かつ 13 の pH を有する工程と、

b) 酸性クリーニングステップを適用する工程であって、クリーニング溶液が 50 かつ 75 の温度で 1 かつ 3 の pH を有する工程と、

c) 第2の塩基性クリーニングステップを適用する工程であって、クリーニング溶液が 30 かつ 55 の温度で 10.5 かつ 13 の pH を有する工程と、

d) すすぎステップを適用する工程であって、クリーニング溶液が 50 かつ 75 の温度で 5 かつ 7 の pH を有する工程と、

の各ステップを含む、連続なまたは不連続な自動皿洗いのための方法。

(態様2)

ステップ a) および/またはステップ c) が、 40 かつ 50 、好ましくは約 45 の温度で行われる、態様1に記載の方法。

(態様3)

ステップ b) および/またはステップ d) が、 55 かつ 70 、好ましくは 6

0 かつ 65、そして最も好ましくは約 63 の温度で行われる、態様 1 または 2 に記載の方法。

(態様 4)

ステップ a) および / または c) において、クリーニング溶液が 11 かつ 12 の pH を有する、態様 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の方法。

(態様 5)

ステップ b) において、クリーニング溶液が 2 かつ 2.5 の pH を有する、態様 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の方法。

(態様 6)

ステップ a) が 10 秒かつ 30 秒間行われる、態様 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の方法。

(態様 7)

ステップ b) が 10 秒かつ 20 秒間行われる、態様 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の方法。

(態様 8)

ステップ c) が 20 秒かつ 50 秒間行われる、態様 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の方法。

(態様 9)

ステップ d) が 5 秒かつ 15 秒間行われる、態様 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の方法。

(態様 10)

ステップ a) において、クリーニング溶液が、重い水のカーテンとしての回転洗浄アームを通して食卓用食器類の上にスプレーされる、態様 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の方法。

。

(態様 11)

ステップ c) において、クリーニング溶液が、重い水のカーテンとしての回転洗浄アームを通して食卓用食器類の上にスプレーされる、態様 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の方法。

**【手続補正 2】**

**【補正対象書類名】**特許請求の範囲

**【補正対象項目名】**全文

**【補正方法】**変更

**【補正の内容】**

**【特許請求の範囲】**

**【請求項 1】**

a) 第 1 の塩基性クリーニングステップを適用する工程であって、クリーニング溶液が 30 かつ 55 の温度で 10.5 かつ 13 の pH を有する工程と、

b) 酸性クリーニングステップを適用する工程であって、クリーニング溶液が 50 かつ 75 の温度で 1 かつ 3 の pH を有する工程と、

c) 第 2 の塩基性クリーニングステップを適用する工程であって、クリーニング溶液が 30 かつ 55 の温度で 10.5 かつ 13 の pH を有する工程と、

d) すすぎステップを適用する工程であって、クリーニング溶液が 50 かつ 75 の温度で 5 かつ 7 の pH を有する工程と、

の各ステップを含む、連続なまたは不連続な自動皿洗いのための方法。

**【請求項 2】**

ステップ a) および / またはステップ c) が、 40 かつ 50 の温度で行われる、請求項 1 に記載の方法。

**【請求項 3】**

ステップ b) および / またはステップ d) が、 55 かつ 70 の温度で行われる、請求項 1 または 2 に記載の方法。

## 【請求項 4】

ステップ a) および / または c) において、クリーニング溶液が 11 かつ 12 の pH を有する、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 5】

ステップ b) において、クリーニング溶液が 2 かつ 2.5 の pH を有する、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 6】

ステップ a) が 10 秒かつ 30 秒間行われる、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 7】

ステップ b) が 10 秒かつ 20 秒間行われる、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 8】

ステップ c) が 20 秒かつ 50 秒間行われる、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 9】

ステップ d) が 5 秒かつ 15 秒間行われる、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 10】

ステップ a) において、クリーニング溶液が、重い水のカーテンとしての回転洗浄アームを通して食卓用食器類の上にスプレーされる、請求項 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の方法。